

特別支援学級在籍児童・生徒の保護者の皆様へ ～ 就学奨励費の御案内 ～

羽村市では、経済的な理由で教育費の支出が困難な御家庭に対して、就学援助費の支給を行っておりますが、特別支援学級在籍児童・生徒に対しましては、特別支援学級在籍における経済的負担等を考慮し、対象となる御家庭に就学奨励費の支給を行っております。なお、就学奨励費のうち、「特別支援学級単独校外活動費」は、申請者全員が補助の対象となります。つきましては、別途配付いたします書類を御確認いただき、指定の期日までに必ず申請いただけますようお願いいたします。

◆必要書類

☐ 特別支援学級就学奨励費受給申請書（※電子申請の場合不要）

☐ 振込口座が確認できるキャッシュカードや通帳

☐ 【借家の方のみ】賃貸借契約書（契約者・契約期間・家賃・物件住所が明記されている箇所）の写し

※賃貸借契約書がない場合、借主・受取人（不動産会社）・家賃額の記載のある直近3ヶ月分の領収書・振込明細

※家賃が確認できる書類がない場合、持家の方と同じく家賃額の控除を適用せず審査します。

◆提出方法

下記申請方法Aまたは申請方法Bのどちらかにより、提出してください。

申請方法A 別紙二次元コードよりLoGoフォームで申請（電子申請）

申請方法B 別紙「特別支援学級就学奨励費受給申請書」に記載し、上記必要書類の写しを添付し、羽村市役所教育支援課（市役所3階9番窓口）へ提出

※来庁が難しい方は、郵送受付も可能です。学校では受付できませんので御注意ください。

◆申請期限

令和7年5月30日（金）【※窓口申請・郵送（必着）】

令和7年5月31日（土）【※LoGoフォーム申請（電子申請）】

※5月31日（土）の窓口提出はできませんので御注意ください。申請期限を過ぎると、認定された場合に4月からの適用となりません。

◆注意事項（必ず御一読ください）

- ・就学奨励費の申請は毎年度必要です。また、世帯の中に税申告がされていない方（未申告者）がいる場合、審査ができないため、必ず税申告を済ませてから申請してください。
- ・審査結果は学校を通して送付します。電話・窓口等での認定状況の回答はできません。御了承ください。
- ・「特別支援教育就学奨励費」は、算出基準となる収入額が必要額の2.5倍未満の世帯が支給の対象となり、就学援助費の支給対象よりも緩和した基準での審査となります。収入額及び必要額については、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第1項」で規定されています。

◆交付種目（予定） ※発行日現在の支給額です。支給額は変更となる可能性があります。

支給品目	対象学年	支給限度額（上限額）	
		就学援助費（※1）	就学奨励費
学用品費・通学用品費	小学校 1年～6年生	1年生 11,630円 2～6年生 13,900円	11,640円
	中学校 1年～3年生	1年生 22,730円 2～3年生 25,000円	22,740円
新入学用品費 （4月1日に特別支援学級に在籍している 新1年生で、期日までに申請した者）	小学校 1年生	57,060円	51,110円
	中学校 1年生	63,000円	60,980円
給食費	小・中学校 全学年	—（※2）	—（※2）
修学旅行費	小学校 6年生	実費分（上限なし）	21,580円
	中学校 3年生	実費分（上限なし）	57,720円
移動教室費	小学校 5年生	実費分（上限なし）	3,690円
	中学校 1年生	実費分（上限なし）	6,210円
校外活動費 （通常の学級と合同で実施する遠足等）	小学校 1年～6年生	実費分（上限なし）	1,600円
	中学校 1年～3年生	実費分（上限なし）	2,310円
通学費	小・中学校 全学年		（※3）
特別支援学級単独校外活動費（※4）	小学校 1年～6年生		5,290円
	中学校 1年～3年生		8,520円

（※1）経済的な理由により、教育費の支出が困難な御家庭等については、「就学援助費」の支給対象となる可能性があります。別途学校より配布されます「令和7年度 就学援助のお知らせ」を参照いただき、申請を御検討ください。

（※2）給食費については就学援助費及び就学奨励費支給種目に含まれていますが、羽村市による無償化の対象のため保護者への実費支給はありません。

（※3）教育委員会が認めた公共交通機関を利用し、最も経済的な経路及び方法で通学する場合の交通費を対象とします。後日、定期券を購入した際のＩＣカードの写しを在籍学校に提出いただきます。

（※4）特別支援学級が単独で行く校外活動費（遠足や宿泊学習等）については、所得制限がなく、申請していただくと、全員が補助を受けることができます。このため、必ず期日までに特別支援学級就学奨励費の申請をお願いします。

令和7年1月1日時点で羽村市外に在住していた方へ（該当する方のみ確認をお願いします）

就学奨励費の審査のため、所得の状況の確認をさせていただきますが、令和7年1月1日時点で羽村市外に在住であり、羽村市に住民登録のない方については、羽村市で所得の状況が確認できないため、令和7年度の申請については、以前居住していた自治体から世帯員全員分の「課税証明書」もしくは「非課税証明書」を取り寄せていただく必要がございます。対象の自治体から取得でき次第、7月末までに教育支援課まで御提出ください。（郵送可）



<問合せ先及び書類送付先>

羽村市教育委員会 教育支援課 特別支援教育係
TEL 042-555-1111（内線359）
〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1